

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令の一部改正

一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定めるその利用が困難であり、かつ、引き続き利用されないことが確実であると見込まれる建築物の基準として、次のいずれにも該当することを定めるものとする。

1 当該建築物の壁、柱、屋根、建築設備その他の部分の損傷、腐食その他の劣化により、当該建築物をその本来の用途に供することができない状態となったと認められること。

2 当該建築物の建築時からの経過年数が建築物の構造及び用途の区分に応じて国土交通大臣が定める耐用年数を超えていること。  
（第二条第三項関係）

二 法第二条第三項第九号の政令で定める災害対策の実施の用に供する施設として、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設及び貯水槽を定めるものとする。  
（第四条関係）

三 法第二条第三項第十号の政令で定める再生可能エネルギー発電設備の要件として、当該再生可能エネ

ルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を災害時において地域住民その他の者に供給することを定めるものとする。

(第五条関係)

四 法第十三条第三項の政令で定める長期にわたる土地の使用を要する事業として、次に掲げる事業（仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため特定所有者不明土地を使用するものを除く。）を定めるものとする。

1 法第二条第三項第一号に掲げる事業（道路法による道路の整備に関するものを除く。）又は同項第六号に掲げる事業であつて、当該事業により整備される施設と同種の施設がその周辺地域において不足している区域内において行われるもの

2 法第二条第三項第八号から第十号までに掲げる事業

(第十条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第二 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正

公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律に、法を追加するものとする。

(第四百五十一号関係)

第三 その他所要の改正を行うものとする。

#### 第四 附則

この政令は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行するものとする。

（附則関係）